

# 不開示決定通知書

住所 XXXXXXXXXX

氏名 宇留賀 英夫 様

平成28年2月23日付けの開示請求について、千葉市情報公開条例第11条第2項の規定により次のとおり公文書を開示しないことを決定したので通知します。

平成28年 3月 1日

千葉市長 熊谷 俊 人



公文書の件名	幕張新都心におけるIR（統合型リゾート）導入可能性調査－調査報告書－の改定版を出すに当たり、「日本経営システム株式会社」と打ち合わせ等を行なった議事録、メモ、改定仕様書等の関連資料
開示しない理由	公文書不存在 日本経営システム株式会社と打ち合わせ等を行った議事録、メモについては、当該案件の修正依頼は口頭で行ったのみであり、作成しておらず、存在していないため。 改定仕様書については、調査報告書を修正するにあたり、仕様書の変更は行っていないことから、作成しておらず、存在していないため。
所管課	(〒261-8501) 千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデン CD 棟 3 階 千葉市総合政策局総合政策部政策企画課幕張新都心室 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 電話番号 043-274-8648
備考	
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。</p>	